

五泉市農業委員会

令和5年 第9回 定例総会議事録

会議開催 令和5年9月29日(金) 午後2時00分
場 所 五泉市役所 5階 全員協議会室

出席委員(19人)

1 番	大湊 弘明	2 番	渡辺 清滋
3 番	今井 聡	4 番	亀山 公子
5 番	大槻 彰吉	6 番	高橋 喜美子
7 番	川村 孝雄	8 番	林 毅
9 番	権平 孝男	10 番	金子 信行
11 番	小泉 和吉	12 番	長谷川 亘
13 番	渡邊 利雄	14 番	羽賀 隆
15 番	阿部 伸由	16 番	樋口 勝俊
17 番	酒井 美奈子	18 番	加藤 健一
19 番	松尾 タカ子		

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	山口 広也	次 長	渡辺 純子
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程 1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地転用事業変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農
地利用集積計画について

局 長 それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和 5 年第 9 回定例総会を開催いたします。

会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第 4 条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和 5 年 第 9 回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19 人中、18 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

なお、3 番 今井聡 委員より遅刻の連絡がありましたので報告いたします。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日 1 日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号 1 番 大湊弘明 委員、2 番 渡辺清滋 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。調査班の班長 5 番 大槻彰吉 委員から報告してもらいます。

調査班長（大槻彰吉 委員）

はい議長。議席番号 5 番、現地調査班 大槻です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 9 月の農地パトロールを実施しました。

本日 9 時 30 分から私ほか、波多野 推進委員、阿部 推進委員、森山 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では丸田、五泉字元白山、尻上、論瀬、土堀、菅出、大蔵、不動堂、村松地区では石曽根、下大蒲原等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数3件で、売買が1件、贈与が2件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3ページをご覧ください。番号1番は、売買の案件となります。譲渡人が県外に居住しており農地の管理ができないため、田11筆、畑2筆、合計面積3,773㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

なお、売買金額が低額ではありますが、譲渡人は、今回申請の農地以外の農地を譲受人に長らく耕作してもらっているなどの交流があること、現地が中山間地で交通の便が良くない場所であることなどから、双方で話し合っただけで金額を決定したとのこと。

6ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

5ページをご覧ください。番号2番は、贈与の案件となります。

譲渡人と譲受人は親子であり、資産の整理のため田2筆、合計面積1,968㎡を贈与するものです。

7ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

5ページに戻っていただき、番号3番は、贈与の案件となります。譲渡人が市外に居住しており農地の管理ができないため、田1筆、面積354㎡を贈与するものです。

8ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（大槻彰吉 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は尻上地内の休耕畑、番号 2 番は五泉字元白山地内の田、番号 3 番は大蔵地内の休耕田でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 4 条の規定による許可申請は総数 1 件です。

11 ページをご覧ください。番号 1 番は、下大蒲原地内の登記地目 田 1 筆、面積 327 m²を宅地の拡張、具体的には雪捨て場、庭とする永久転用案件となります。

18 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー（ア）」であります。申請地は、下大蒲原地内の第 1 種にも第 3 種にも該当しない第 2 種農地と判定されます。周辺を宅地に囲まれた、農地の広がり 10ha 未満の地域であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（大槻彰吉 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は下大蒲原地内の休耕畑でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 3 号 農地転用事業計画変更承認申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業計画変更承認申請は総数 1 件で、計画者の承継が 1 件となっております。

21 ページをご覧ください。番号 1 番は資材置き場として平成 5 年に転用許可を受けておりましたが、埋め立て後は一部を資材置き場として使用している他は、ほとんどを畑として使用しており、計画の履行ができなくなったため、計画を息子さんが譲り受けるものであります。計画そのものの内容については 5 条許可申請が併せて提出されていますので、議第 4 号で説明いたします。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、「議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 5 条の規定による許可申請は、総数 5 件で、売買が 3 件、賃貸借が 1 件、使用貸借が 1 件であります。

31 ページをご覧ください。番号 1 番は、丸田地内の登記地目 田 1 筆、面積 263 m²を個人住宅建築用地とする永久転用案件で、売買となります。

38 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー(ア)」であります。申請地は、丸田地内の第 1 種にも第 3 種にも該当しない第 2 種農地と判定されます。周辺を宅地に囲まれた、農地の広がり 10ha 未満の地域であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

31 ページに戻っていただき、番号 2 番は、大蔵地内の登記地目 畑 1 筆、面積 188 m²を駐車場及び雪捨て場とする永久転用案件で、売買となります。

44 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー(ア)」であります。申請地は、大蔵地内の第 1 種にも第 3 種にも該当しない第 2 種農地と判定されます。周辺を宅地に囲まれた、農地の広がり 10ha 未満の地域であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

31 ページに戻っていただき、番号 3 番は、石曽根地内の登記地目 畑 2 筆、合計面積 411 m²を個人住宅建築用地とする永久転用案件で、売買となります。

50 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エー(ア) - b - (c)」であります。申請地は、石曽根地内の都市計画用途地域内のため、第 3 種農地と判定されます。第 3 種農地は原則的に転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

31 ページに戻っていただき、番号 4 番と番号 5 番はひとつの案件で、菅出地内の登

記地目田 2 筆、合計面積 3,240 m²を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

56 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア- (イ) -c」であります。申請地は、菅出地内の農振農用地のため本来転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

32 ページをご覧ください。番号 6 番は議第 3 号でご承認いただきました、農地転用事業計画変更承認申請と併せて申請されたもので、論瀬地内の登記地目田 1 筆、面積 759 m²を個人住宅及び資材置場とする永久転用案件で、親子間の使用貸借となります。

62 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー (ア)」であります。申請地は、論瀬地内の第 1 種にも第 3 種にも該当しない第 2 種農地と判定されます。周辺を宅地に囲まれた、農地の広がり 10ha 未満の地域であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (大横彰吉 委員)

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は丸田地内の休耕畑、番号 2 番は大蔵地内の農地で申請書には休耕畑とありますが、現地は整地された状態でありました。事務局に確認したところ、すでに山林化してしまっていたものを、数年前に樹木を伐採して整地したものと説明を受けております。

番号 3 番は石曽根地内の休耕畑、番号 4 番と番号 5 番は菅出地内の田、番号 6 番は論瀬地内の一部が転用済みの畑でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

65ページをご覧ください。今月は1件の申し出がありました。番号1番の内容については、令和5年9月15日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番は、売買の案件です。番号1番は、合計面積2,060㎡。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は1件で、利用権の再設定が1件となっております。

66 ページからをご覧ください。番号 1 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。

これをもちまして、令和 5 年第 9 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 25 分 閉会)